

「京橋川オープンカフェ（右岸）」出店仮契約書（案）

「水の都ひろしま推進協議会」（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、京橋川右岸の河岸緑地において実施する「京橋川オープンカフェ」事業（以下「当事業」という。）への出店に関し、次のとおり仮契約を締結する。

- 1 この仮契約に基づき、乙は甲と当事業に係る店舗等の設計・仕様、工事方法等の協議を行い、甲が行う河岸緑地管理者及び河川管理者の占用等に係る協議が整った上で、甲と乙の協議内容の一切に関して甲の承認が行われた後に、本契約を締結することとする。
- 2 本契約の内容は、甲の示した募集要領等に基づくものとする。
- 3 甲は、次の各号のいずれかの一つに該当する場合は、仮契約を解除することができる。
 - (1) 乙が提出した応募時の書類に虚偽があり、本来応募資格を有していなかったとき。
 - (2) 乙に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったとき。
 - (3) 協議において、乙が甲の指示に従わなかったとき。
 - (4) 乙の営業及び工作物の設置について関係行政庁から許可を受けられないとき。
 - (5) 乙から仮契約の解除の申し出があったとき。
- 4 甲は、前項の規定に基づきこの仮契約を解除した場合においては、乙に対する一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- 5 第3項の規定により乙が仮契約を解除された場合、乙は「京橋川オープンカフェ」事業への出店を行えないこととする。

この仮契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
水の都ひろしま推進協議会
会 長 西名 大作
(事務局：広島市経済観光局観光政策部)

乙 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇